

子どもの健やかな育ちと学びのための105の提言



チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

4項目

● チルドレン・ファーストを実現する **こども庁** の創設

- 子どものため、子どもの権利を守るという観点を第一とすべき
- 権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織に
- 公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意

● 子どもが健やかに生まれ、育つための **経済的支援** の拡充

- 子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に推進
- 生まれる前、子どもの誕生や成育にかかる経済的負担の軽減
- 子どもの教育にかかる費用の軽減、乳幼児期からの子育て・教育支援の充実

● 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

- GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げるなど、政府支出の拡大、大胆な資源投入
- 地方財政措置の拡充、柔軟に活用できる **基金制度** の創設

● 国と地方との定期的な **協議の場** の設置

- 地方の先進的な取組や検証のもと、政策構築や政策評価を行うための定期的に国と地方が意見交換・協議する場の設置
- こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から創設後も定期的な協議を継続

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

61項目 [新規9・拡充10]

● 幼児教育・保育等の充実

- 幼児教育・保育等の量の拡充 >>>> ・ 認可外保育施設の無償化の2年後見直しにおける質向上のための支援充実

● 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

- 性犯罪・性暴力対策の強化 >>>> ・ 再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

40項目 [新規2・拡充7]

● 困難な環境にある子どもへの支援強化

- ヤングケアラーへの支援の強化 >>>> ・ 地方自治体が行う取組への財政面も含めた支援の実施
- ・ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度や社会全体で支援する機運の向上

● 児童虐待防止対策の推進等

- 児童相談所の機能強化 >>>> ・ 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成等
- ・ 児童福祉人材養成の充実、国主導による人材育成システムの構築

チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

～子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を目指して～

日本において本格的に少子化対策に踏み出してから約30年。この間、様々な対策を講じてきたものの、2015年までは100万人を超えていた出生数が、2021年には80万人を下回る可能性があり、これまでよりも格段に実効性の高い、強力な対策を講じる必要がある。

また、長引くコロナ禍により、子どもたちの健やかな育ちへの影響が懸念されている。子どもたちの困難や不安を取り除き、すべての子どもたちが幸せを実感しながら、未来を「生き抜く力」を育むことができるよう、我々は全力を尽くさなければならない。

国において「こども庁」創設の議論が進められているが、単なる組織論にとどまることなく、「チルドレン・ファースト」の原点に立ち返り、大胆な資源投入と権限強化を行う必要がある。子ども政策に総力を挙げて取り組むとの力強いメッセージとともに、真に実効力のある政策が進められるものとなるよう、下記の4点について、緊急的に提言する。

1. チルドレン・ファーストを実現するこども庁の創設

子どもを中心に既存の縦割りを打破し、子ども関連政策を一元的に担う新たな組織を創設することについて、全国知事会としては賛同するところである。改めて、新組織は、子どものため、子どもの権利を守るという観点を第一とすべきであり、そのうえで、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織とすること。

一方で、子ども関連政策を一元化することで新たな分断が生じることの懸念がある。障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野にあたっては、現行施策の意義や実施状況を十分踏まえるべきである。特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。

加えて、子どもを取り巻く複雑・多様化する課題について、地方自治体をはじめとする関係機関と連携した迅速な対応を可能とする組織とすること。

2. 子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充

コロナ禍の影響は、低所得など困難な状況にある人により強く及んでいる。貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に押し進める必要がある。

不妊治療等への助成拡大、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、所得に関係なく子どもの人数によって支給される家族手当の支給など、子どもの誕生や育成にかかる経済的負担の軽減をはかること。

また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより子どもの教育にかかる費用の軽減を図るとともに、様々な体験を通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

3. 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

我が国の子ども関連の政府支出は、出生率の高い傾向にある欧州諸国よりも低く、子ども関連の施策に必要な予算が配分されているとは言い難い。GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、政府支出を拡大し、大胆な資源投入を行うこと。

また、子ども関連施策の多くを地方自治体が担っていることから、地方財政措置の拡充を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となるよう、基金制度を創設すること。

4. 国と地方との定期的な協議の場の設置

国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。

特に、こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

令和3年6月10日
全国知事会

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

～次世代育成支援の抜本強化に向けて～

1 子育て政策に対する基盤の強化

(1) 取組体制のさらなる強化

ア 各省庁が所管する子どもに関する制度・施策について、新たな組織の創設も含めた所管の一元化

(2) 少子化要因分析の実施及び財政支援

ア 「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用事例の提供とともに、結果を踏まえた事業に裁量性かつ継続性を可能とする財政支援の実施

2 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備の充実

(1) 不妊治療等への支援の拡充

ア 不妊・不育症治療の財源の確保も含めた健康保険適用の早期実現、保険適用外の不妊・不育症治療、検査への助成制度の拡充による経済的負担の軽減。各自治体が運用するシステム改修等への財政的支援

イ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費や対象年齢の拡大などさらなる充実

ウ 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設及び不妊治療等と仕事の両立支援に向けた環境整備の促進

(2) 妊産婦・乳幼児ケアの充実

ア 「子育て世代包括支援センター」などによる母子保健と子育て支援の一体的な推進及びコーディネート機能を担う専門人材の確保・育成への支援

イ 離島等遠隔地からの妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度創設

ウ 地域の実情に応じた取組の推進に向けて、都道府県が実施する場合の産後ケア事業や、産前・産後サポート事業への補助対象の拡充や裁量性かつ継続性のある財政支援の強化

エ 男性の育児参画を促すため、妊娠期にある家庭が夫婦や家族共同で育児を行うことについて学べる講座等の開設に係る支援の強化

オ 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定確保と医学部臨時定員増の継続など制度の柔軟な運用による人材確保等のほか、大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

カ 予防のための子どもの死亡検証（CDR）制度が全国で実施されるよう、個人情報収集や取扱等の法令整備、標準的なマニュアルや今後の進め方などの早期の提示、地方の実情に合わせた体制整備への支援

(3) 将来世代を支える産科、小児科への支援の充実

ア 産科、小児科への地域の実情に応じた財政的支援等の強化

イ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療報酬の特例的な措置期間の延長

3 幼児教育・保育等の充実

(1) 幼児教育・保育等の量の拡充

- ア 幼児教育・保育の質と量の確保を図るために、国の責任による必要な安定的財源の確保
- イ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスの確保
 - ・保育士配置への十分な財政措置（保育士修学資金貸付等事業の継続的实施等）
 - ・離職を防止するための働きやすい職場環境づくりの促進
 - ・保育士確保のための取組強化（保育士の登録を受けた者について、看護師等免許保持者の届出制度と同様の全国的な届出制度の導入、再就職マッチング支援等）
- ウ 保育所等の整備に関する地方への財政支援の拡充及び土地利用に関する税制優遇措置の拡充
- エ 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の5年間の経過措置に係る法施行後2年見直しにあたっては、指導監督基準を満たすための補助制度の創設など、地方の意見を十分に反映した質の向上のための支援の充実
- オ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「森のようちえん」など地域の多様な集団活動等への利用支援措置における必須要件（保育の必要性のある子どもの割合等）の緩和、国補助率の引上げ等の支援の拡充、事務負担の軽減及び無償化も含めた検討

(2) 保育の質の向上

- ア 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保とともに、様々な課題の改善方策などの継続的な検討
- イ 「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための支援の充実、保育士等の更なる処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、人口減少地域や保育所等の地域偏在に対する制度的・財政的支援
- ウ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的な検証と施策への反映
- エ 外国人の子どもの受入の際の適切な支援のための職員加配及び日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に対する制度的・財政的支援
- オ ベビーシッターマッチングサイト運営事業者の責任の明確化とともに、同事業者に対する指導監督基準の創設及び指導監督権限の行使
- カ 新型コロナウイルス感染症の影響により、保育士等の処遇改善の加算要件となるキャリアアップ研修の計画的な実施が困難となっていることを考慮し、研修受講要件の必須化の時期の延期

(3) 放課後児童クラブの整備と安定的運営の推進

- ア 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備のための補助率の引き上げ
- イ 放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた、運営費補助単価の拡充及び補助率引き上げ

(4) 配慮が必要な子どもへの支援強化

- ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び広域連携、また利用料無償化などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援
- イ 医療的ケアが必要な子どもを支えるための、保育所等の受け入れや放課後児童クラブへの支援員等の処遇改善に向けた財政支援
- ウ 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援

エ 小児慢性特定疾病児が成人後も継続して必要な医療費等の自己負担の軽減を図るための財政支援

4 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

(1) 経済的な負担軽減措置の拡充等

ア 子ども・子育てを社会全体で支えるという力強いメッセージの発信、希望する子どもの数の実現に向けた「(仮称) 家族手当」の創設（児童手当の支給額拡充や所得制限の廃止含む）

イ 子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な税制・保険・年金制度等の創設

ウ 出産育児一時金の額の引き上げによる、出産費用負担への支援の強化

エ 多胎など産前産後期に配慮を必要とする家庭への人的・財政的支援の拡充

オ 子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充

カ 子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、幼児教育・保育の完全無償化の早期実現及び放課後児童クラブの利用料無償化の実施

キ 全ての子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、家庭で育児を行う世帯へのバウチャー券の配布や在宅育児世帯等に対する支援制度・仕組の構築

ク 子育て世帯に対する住宅確保への支援や、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

ア 海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得促進に向けた対策の強化、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充

イ 長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇やテレワークなど多様な柔軟な働き方の企業への導入促進

ウ 企業における子育て世帯に向けた手当の拡充に対する支援や、配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実などによる、子育てにやさしい職場風土の醸成

エ ICT等を活用した育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰のサポート、また育休中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入する企業・団体への支援

オ 出産や子育てを理由に休職・退職した女性が、希望すれば確実に復職・再就職を可能とする仕組の構築やリカレント教育の全国的な展開を図ることなど、女性の復職・再就職への支援の拡充

(3) 子どもと子育てにやさしく、安全・安心な社会づくりの推進

ア 地域の子育て支援に対するシニアや学生等の参画促進や、取組を行う地域・企業・団体への支援の充実など、子どもに寛容な社会風土の醸成

イ SNS等を活用した子育て不安等の相談体制の構築に向けた支援

ウ 事故防止や防犯及び防災に配慮した通学路や幼稚園・保育所の園外保育コースの環境整備に対する支援措置の拡充やドライバーの法令遵守意識の向上

エ 保育所等施設の耐震化やブロック塀等の安全性確保に必要な診断及び改修に係る助成の拡充、省庁による支援制度の違いを解消した耐震化等の促進

オ 学校、児童福祉施設など、府省の枠を超えた子どもに関する施設共通の災害時情報共有システムの構築

カ 不審者情報等について、多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方に関する検討

(4) 性犯罪・性暴力対策の強化

- ア 性犯罪・性暴力対策の強化のため、国の責任においてわいせつ行為により教員免許、保育士資格等を失効させた者の再取得要件を厳格化する等、制度的に性犯罪、性暴力の排除に向けた取組実施
- イ 性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入
- ウ 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための教育や啓発の充実
- エ 児童ポルノ等の自画撮り被害から子どもを守るための法整備
- オ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実及びSNSなどWeb等を活用した相談体制の充実に向けた支援の拡充

5 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

(1) 未来の展望が描ける支援策の強化

- ア 子どもや若い世代（就労者を含む）までを対象とした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発及びライフプランニング教育やキャリア形成の支援充実
- イ 将来のライフステージごとに必要な経費や児童手当等の社会保障制度を可視化し、若年層が結婚・子育てを具体的にイメージできるアプリの開発
- ウ 仕事と子育てを両立し、生き生きとしたライフスタイルについてのイメージ戦略及びポジティブキャンペーンの展開

(2) 結婚・出産を応援する経済支援策の充実・強化

- ア 奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や、奨学金返還支援制度を有する地方公共団体への財政支援、過去の借入により返済が負担となっている方を支援する取組の充実
- イ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正規雇用労働者への転換や待遇改善施策の充実

(3) 地域少子化対策重点推進交付金の制度の見直し

- ア 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、補助対象となるメニューの充実と補助率の引上げ及び確実な予算の確保
- イ 結婚支援センターの運営など複数年にわたる同一事業の対象化や、結婚新生活支援事業の対象経費（2世帯同居の改修・リフォーム費用等の生活インフラ整備費等）の拡充、要件緩和などによる運用の弾力化

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 地方の実情に応じた取組への支援強化

- ア 貧困に係る全国統一的な基準を用いた指標の設定などに基づく全国調査の着実な実施と都道府県・市町村別データの提供
- イ 「地域子供の未来応援交付金」が地方の実情に応じた取組を促進させる交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化
- ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財政支援の措置

(2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

- ア 小学校専科指導の導入による教育の質の向上や、小中学校における少人数によるきめ細かな指導体制の構築及び小中学校等における児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数の更なる拡充
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等）・待遇改善のための十分な財源の確保及び人材の確保による教育相談体制の更なる強化
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(3) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等の推進、及び全国レベルでの食材供給の仕組みの構築など継続的な運営が可能となるための支援の充実

(4) 進学に向けた支援

- ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況によって対象者の範囲や要件が制限されないための財源の確保
- イ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援の拡充並びに私立小中学校等に関する教育費負担軽減実証事業の制度化
- ウ 私立高等学校等の実質無償化について、高等学校等就学支援金制度における年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援など、国による更なる支援の充実
- エ 単位制高等学校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給月数等の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- オ 公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、費用負担軽減策の拡充並びに給付型奨学金の制度創設

(5) 生活安定のための支援強化

- ア 養育費の取り決めを仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援措置
- イ 養育費の完全な確保に向けて、支払が滞らないようにする仕組の構築及び国による養育費の立て替え制度の創設
- ウ 児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引き上げ、多子加算額の支給額逡減措置の撤廃
- エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設
- オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ、及び両資金の貸付限度額の引き上げ
- カ 母子家庭の正規雇用促進に向けた法定雇用率の創設や企業への支援拡充

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

- ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の着実な確保
- イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ウ SNSをコミュニケーション手段とする世代が相談しやすいよう、SNSを活用した国による相談窓口（189のSNS版）の設置、国による初期相談の対応の実施

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援、また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充並びに第三者による評価の義務化
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実
- ウ 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築
- エ 国における児童虐待対応事案の支援となるAI技術を活用した全国統一ツールの早期開発と取組の推進及び導入に係る財政支援

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進（児童人口規模の特に小さい自治体への、家庭支援員の最低配置基準の緩和等）や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化
- イ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、及び市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築
- ウ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動費用の充実

3 困難な環境にある子どもへの支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、フォスタリング機関等の里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援の拡充

- イ 里親制度の活性化に向けた、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討
 - ウ 里親制度の活性化に向けた一時保護委託など、短期間の委託を受ける里親について、質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討
 - エ 児童養護施設等について、職員の処遇改善並びに小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するための、施設整備及び人材確保に向けた財政支援の拡充
 - オ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充及び自立支援資金貸付事業における返還免除規定の継続勤務年数要件の緩和等による支援の充実
 - カ 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援の拡充
- (2) ヤングケアラーへの支援の強化
- ア 地方自治体が行う取組への財政面も含めた支援の実施
 - ・学校や福祉機関、地域など子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
 - ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
 - ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査
 - イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上
- (3) フリースクール等を利用する家庭への支援制度の整備
- ア 不登校児童生徒が利用する民間施設（いわゆるフリースクール）を利用する児童生徒の家庭に対する支援制度の検討
- (4) 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実
- ア 障害福祉制度の対象外となるか否かに関わらず医療的ケアが必要な子どもの実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みの構築、支援体制整備のための経費、看護師配置のための財政支援の充実
- (5) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築
- ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう指針の周知徹底、及び子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討
 - イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦等の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度や、予期せぬ妊娠等の不安を抱える妊婦等が相談しやすい窓口の設置促進及び相談支援体制の強化に対する財政的支援の充実

令和3年6月10日
全国知事会